

令和3年第3回常滑市議会定例会 提出案件について

今回の市議会定例会に提出する案件は

報 告	6 件
承 認 案	1 件
補 正 予 算 案	3 件
条 例 の 制 定 案	1 件
条 例 の 一 部 改 正 案	6 件
単 行 議 案	2 件
認 定 案	9 件

の計28件です。各案件について、その概要を説明いたします。

報告第11号 令和2年度常滑市一般会計継続費の精算について

令和元年度から継続事業として実施した新庁舎建設工事等が令和2年度をもって完了したため、報告するものであります。

報告第12号 令和2年度決算に係る常滑市の健全化判断比率について

令和2年度の決算に係る常滑市の健全化判断比率について報告するものであり、各比率は次のとおりであります。

	令和2年度 (%)	早期健全化基準 (%)	財政再生基準 (%)
実質赤字比率	—	12.83	20.00
連結実質赤字比率	—	17.83	30.00
実質公債費比率	12.3	25.0	35.0
将来負担比率	121.0	350.0	

(表中の「—」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを表す。)

報告第13号 令和2年度決算に係る常滑市水道事業会計の資金不足比率について

令和2年度の決算に係る水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第14号 令和2年度決算に係る常滑市下水道事業会計の資金不足比率について

令和2年度の決算に係る下水道事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
下水道事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第15号 令和2年度決算に係る常滑市モーターボート競走事業会計の資金不足比率について

令和2年度の決算に係るモーターボート競走事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
モーターボート競走事業会計	—	0.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

報告第16号 令和2年度決算に係る常滑市病院事業会計の資金不足比率について

令和2年度の決算に係る病院事業会計の資金不足比率について報告するものであり、比率は次のとおりであります。

	令和2年度 (%)	経営健全化基準 (%)
病院事業会計	—	20.0

(表中の「—」は、資金不足がないことを表す。)

承認案第2号 令和3年度常滑市病院事業会計補正予算の専決処分の承認について

新型コロナウイルス感染症対策に係る予算を早期に計上する必要が生じ、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、これを議会に報告し、承認を求めるものであり、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額
病院事業会計	資本的収入	1,789,718	61,485	1,851,203
	資本的支出	1,888,998	61,485	1,950,483

議案第38号から議案第40号は、

令和3年度における常滑市の一般会計、モーターボート競走事業会計、病院事業会計の補正予算で、補正額は次のとおりであります。

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額
一	般 会 計	25,725,229	1,165,615	26,890,844

(単位：千円)

		補正前の額	補正額	補正後の額
モーターボート 競走事業会計	収益的収入	51,494,756	0	51,494,756
	収益的支出	49,263,643	8,701	49,272,344
	資本的収入	1,088,642	0	1,088,642
	資本的支出	3,691,754	29,019	3,720,773
病院事業会計	収益的収入	7,217,150	16,351	7,233,501
	収益的支出	7,125,324	16,351	7,141,675
	資本的収入	1,851,203	155,754	2,006,957
	資本的支出	1,950,483	155,754	2,106,237

議案第41号 常滑市行政組織の見直しに伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

行政組織の見直しに伴い、関係する条例において所要の改正をするため、新たに条例を制定するものであります。

議案第42号 常滑市個人情報保護条例及び常滑市個人番号の利用及び特定
個人情報の提供に関する条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第43号 常滑市税条例の一部改正について

地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

議案第44号 常滑市使用料及び手数料条例の一部改正について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構が個人番号カードの発行に係る手数料を徴収することができるようになったことに伴い、所要の改正をするものであります。

議案第45号 常滑市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正について

図書館法に基づく常滑市立図書館を廃止し、青海公民館、南陵公民館及び常滑市役所の図書室に図書館機能を分散移転するため、所要の改正をするものであります。

議案第46号 常滑市立図書館協議会条例の一部改正について

常滑市立図書館協議会を地方自治法に基づく附属機関として位置付けるため、所要の改正をするものであります。

議案第47号 常滑市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

新規加入の定義や取扱いを明確化するとともに、旧農業集落排水事業区域における新規加入に対する特例を定めるため、所要の改正をするものであります。

議案第48号及び第49号は、

常滑武豊衛生組合規約及び知多南部広域環境組合規約を一部変更するもので、ごみ処理業務が常滑武豊衛生組合から知多南部広域環境組合へ移管することに伴い、所要の変更をするため、議会の議決を求めるものであります。

認定案第1号から第9号は、

令和2年度における常滑市の一般会計、国民健康保険事業特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険事業特別会計、常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計の決算認定、水道事業会計の決算の認定並びに剰余金の処分及び資本金の額の減少、下水道事業会計の決算認定及びモーターボート競走事業会計の決算の認定及び剰余金の処分並びに病院事業会計の決算認定で、それぞれの会計の決算は次のとおりであります。

(単位：円)

	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計	39,203,186,242	37,918,374,987	1,284,811,255
国民健康保険事業特別会計	4,813,648,655	4,738,593,171	75,055,484
後期高齢者医療特別会計	811,639,001	810,047,501	1,591,500
介護保険事業特別会計	4,805,051,054	4,691,412,516	113,638,538
常滑駅周辺土地区画整理事業特別会計	113,899,971	96,222,856	17,677,115

(単位：円)

	区分	収入	支出
水道事業会計	収益的収支	1,546,471,043	1,340,500,956
	資本的収支	137,101,800	798,896,226
下水道事業会計	収益的収支	2,676,179,528	2,091,229,857
	資本的収支	2,584,104,780	2,916,134,633
モーターボート競走事業会計	収益的収支	56,498,094,486	54,857,858,092
	資本的収支	2,583,170,000	2,809,251,098
病院事業会計	収益的収支	7,353,216,379	7,804,190,525
	資本的収支	575,677,520	747,192,335